

本件の概要文書は、下記のしずおか消費者ユニオンの申入れ開始時の申入書、相手先の最終回答書、申入れ終了通知書とします。

申入れ開始時の申入書

貴社配布のチラシに関するお問い合わせ	
	令和6年8月9日
株式会社東祥 御中	
〒420-0031 静岡県葵区呉服町2丁目6番地の6 江崎ビル4階 特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオン 代表者理事長 宮 下 修 一	
冠省	
突然のお手紙失礼いたします。	
<p>当法人は、平成30年5月に設立された、大学教授、弁護士、司法書士、消費生活相談員、一般消費者を主な会員とする消費者団体（NPO法人）であり、静岡県内の消費者トラブルを防止することを主たる目的とし、静岡県内で初の適格消費者団体に認定されることを目指して活動をしています。具体的には、消費者等から寄せられた情報をもとに、調査、研究を行い、必要があると判断した場合には、事業者の方々に問い合わせをしたり、不当条項等の是正を求めたりする活動を行っています（詳細については当法人のHP（http://www.s-c-union.com/）をご覧ください。）。</p>	
<p>さて、貴社が、令和6年5月ころに、静岡市内で配布したチラシ広告（本書面に添付してあります。以下、「本件チラシ」という。）について、消費者契約法違反のおそれがあるのではないかという情報が、市民から当法人に提供されましたので、以下のとおり、貴社に問い合わせをさせていただきます。</p>	
1 本件チラシの記載	
貴社が配布したチラシ広告には、	
「まずは4ヵ月間お得にトライ！	
おためし会員	
1	

5, 500円/月(税込)」

との記載があり、その下に

「※お試し期間終了後はご希望の会員種別をお選びください」

「※再入会・法人会員の方は対象外となります」

「※在籍条件4ヵ月が必要となります。(4ヵ月以内に退会される場合は解約金が必要となります)」

とごく小さな文字の記載があります。

2 当法人が問題であると考える点について

このうち「在籍条件4ヵ月が必要となります。(4ヵ月以内に退会される場合は解約金が必要となります)」との記載について、在籍条件を設けること自体は合理的であると思料いたしますが、4ヵ月以内に退会する場合の解約金の金額、計算方法などがチラシ広告には明示されておりません。

この点につき、消費者契約法第9条第1項第1号は、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合に、「当該超える部分」は無効になると定めています。

したがって、貴社の定める解約金の金額によっては、解除に伴う「平均的な損害」を超え、消費者契約法第9条第1項第1号に違反する可能性があります。

そして、貴社の定める解約金の金額が「平均的な損害」を超える場合には、解約金の存在自体が消費者の解約権行使を妨げる事情となる上、「お試し期間終了後はご希望の会員種別をお選びください」との記載が、お試し期間終了時に正規会員となることが条件となっていると読み取ることもできる記載であることと併せて、消費者の自由な選択権を侵害することになりかねません。

以上のように、当法人は、貴社の「おためし会員」に関する解約金についての定めが、その内容次第によっては、消費者契約法第9条第1項第1号に抵触する可能性があると考えております。

3 貴社に対するお問い合わせの内容

?)

したがいまして、貴社が、今後も、同様のチラシ等を配布・掲示される予定であれば、上記の点につき、貴社のご見解をお伺いしたく、本書面にてお問い合わせさせていただく次第です。

また、お試し会員において、4ヵ月以内に退会する場合の解約金の金額、計算方法を定める規約などがございましたら、当法人宛に御提供いただきたく、申入れをいたします。

なお、当法人は適格消費者団体ではないことから、消費者契約法第12条の3に基づく開示要請ではなく、あくまでも任意のお願いということになりますが、同法の趣旨や当法人の活動目的をご賢察のうえ、ぜひともご回答いただきたく存じます。

誠に勝手ながら、ご回答いただける場合には、令和6年8月末までに返信用封筒にてご返送いただきたく存じます。また、万が一ご回答いただけない場合には、その理由を文書にてご説明いただきたく存じます。

末筆ながら、貴社の益々のご発展とご活躍を祈念いたします。

草々

本件のお問い合わせ先
理事・事務局長 弁護士 轟 岡 寿 治
TEL : 054-266-5310
(火・金 13:00~15:00)
FAX : 054-266-5311

相手先の最終回答書

令和6年12月26日

〒420-0031
静岡県静岡市葵区呉服町2丁目6番地の6
江崎ビル4階
特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオン
代表者理事長 宮下 修一 殿

〒446-0056
愛知県安城市三河安城町1丁目16番地5
株式会社 東祥
代表取締役 番名裕一郎



前略 貴法人からの令和6年12月4日付送付のありましたホリデイスポーツクラブ（以下、「当スポーツクラブ」）のチラシ広告（以下、「本件広告」といいます）に関する問合せ書に関し、以下のとおり回答いたします。

1 「本件広告チラシの記載」についてのお願い

貴社が、令和6年10月上旬に、10月、11月の2か月分の月会費が0円になること等を内容とする「入会キャンペーン」のチラシでも、「※6ヵ月以上の在籍が条件となります。」との文言が、同様の左隅に小さく記載されております。」

（回答）当スポーツクラブの本件広告記載について、この度いただきましたご指摘は、改めて社内にて共有し、対応できる最短の折込チラシより文字の大きさなどのフォントサイズ及びご理解いただける掲載内容に努めるよう対応して参ります。

2 「おためし会員」に関する記載についてのお問い合わせ

解約金の金額および計算方法についてはチラシ本体にも記載がなく、念のため改めて確認したHPにもその旨の記載がありませんでした。したがって、これから申込みをしようという方にとっては分かりにくい表示であると考えております。

つきましては、お手数ですが、解約金を定めた規約や申込書などがございましたら、写しで差し支えございませんのでご提供いただきたく、重ねてご依頼申し上げます。

（回答）解約金の内容が分かる書類について、当スポーツクラブ従業員より、ご入会希望者もしくは見学者に対して、ご入会 BOOK（別途添付）をご覧いただき、解約金についての詳細内容をお伝えしております。また、対応できる最短の折込チラシより解約金についての詳細内容を掲載し、HPにおいても同様の記載内容となるよう対応して参ります。

3 最後に

この度、貴法人からお問い合わせいただきました内容について、引き続きご理解いただける掲載内容に努めて参りますとともに、健全な経営を継続していく所存ですので何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。

草々

申入れ終了通知書

申入れ終了のご通知

2025年5月27日

株式会社東祥 御中

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2丁目6番地の6 江崎ビル4階

TEL: 054-266-5310 / FAX: 054-266-5311

Mail info@s-c-union.com

特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオン

代表者理事長 宮 下 修 一

冠省

御社からの令和6年12月26日付のご回答を拝読いたしました。

当団体が指摘した「おためし会員」の解約金の記載が分かりにくいという点については、上記ご回答後に、御社のホームページ並びに御社が静岡市内で配布したチラシにおいて、解約金が明示されていることが確認できました。

当団体の要望に真摯かつ適切にご対応頂き、大変感謝しております。

以上をもちまして、当団体から貴社に対する今回の申入れは終了といたします。

末筆ながら、貴社の益々のご発展とご活躍を祈念いたします。

草々